

第 4 5 3 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日、第 4 5 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は１４名でございます。
定足数に達しております。
日程に入ります前に、発言の申出がありますので許可をいたします。
- 地域振興課長 本会議２日目におきまして、株式会社もちむぎ食品センター決算報告に関しまして、宮内議員から原材料の在庫について質疑がございました。
この件につきまして、調査した後、所管の委員会で報告する旨を申し上げておりましたが、この場で答弁をさせていただきます。
もち麦焼酎２本入り化粧箱について、改めて倉庫を確認いたしましたが、８００で誤りはございませんでした。また、２４期においては新たに仕入れた事実もございませんので、２３期末在庫数３００としていたものが本来８００であったこととなります。
誤りの原因につきましては、在庫確認した際の手元資料から入力する際に、原材料名の欄を見誤って違う欄の数値を入力したものと考えられます。既に決算が終わった書類ではございますけれども、ご指摘のような不備があったことをおわび申し上げます。
- 農林振興課長 １２月１０日の本会議におきまして、議案第８９号、一般会計補正予算（第２号）の質疑におきまして、松岡議員さんからの質疑の中で、中山間地域等直接支払交付金の質問の中で、該当の集落、面積、金額の答弁の中で、該当の集落は間違っておりませんけれども、集落と面積等が合っておりませんでしたので訂正させていただきます。
高橋地区を板坂地区に訂正し、面積は４８１．７アール、金額は約１０１万円、板坂地区を神谷地区に訂正し、面積は４４６．８２アール、金額は約９４万円、神谷地区を高橋地区に訂正し、面積は３１６．２６アール、金額は約６６万５、０００円でございます。
訂正し、おわびを申し上げます。
- 議 長 それでは、本日の日程に入ります。

日程第１ 総括質疑

- 議 長 日程第１は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第２ 委員長報告、質疑

- 議 長 日程第２は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
１２月１０日の本会議２日目において、２５件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、各委員会に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会から審査報告でございます。

事務局から朗読をいたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に補足説明を求めます。

総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教 総務文教常任委員会より、議案審査の内容を報告いたします。

常任委員長 12月10日の本会議で当委員会に付託を受けた議案は10件であります。

町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと12月11日に委員会を開催いたしました。

審査の結果につきましては、議案10件とも全員賛成で原案を可決決定いたしました。

議案第73号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、「報酬は上がっているが費用弁償がなくなり、総額としての増減は」との問いに、「監査委員は報酬の増加が費用弁償の減少を上回るので、総額は増加します。農業委員は報酬の増加が費用弁償の減少を下回るので、総額は減少します」とのことでした。

議案第74号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、「福崎町の定年は60歳か。また、定年延長については、どう考えるのか」の問いに、「福崎町の定年は60歳です。現在は国の指導もあり、定年延長ではなく、再任用となる予定」とのこと、また「55歳を超えれば昇格もストップするのか」の問いに、「55歳を超えても昇格はあります。また、昇格に伴う手当なども条例に従い支払います」とのことでした。

次に、議案第75号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定については、福崎町が国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を活用し、地域経済の活性化に資する事業の財源に充てるため、福崎町地域の元気臨時交付金基金を設置するとのことでした。質疑はありませんでした。

次に、議案第76号、福崎町町税条例の一部を改正する条例については、公的年金からの特別徴収の見直しと金融所得課税一体化の推進に関するもので、質疑はありませんでした。

議案第77号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、平成26年度から町民税、固定資産税にかかる納期前納付に対する報奨金を廃止することです。「住民への周知はどうしているのか」の問いに、「平成24年度に前納報奨金が従来の半分に、そのときは広報で周知していますが、十分な周知がとれていない事柄もありますので、その点については周知を図っていきたい」とのことでした。

次に、議案第78号、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例については、地方税法の改正による国税の延滞金の見直しに合わせ、分担金、使用料、手数料、賦課金等の税外徴収金、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合について、関係する条例を一括に改正するものとのことでした。質疑はありませんでした。

次に、議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、町税条例の改正と同様に、金融所得課税一体化の推進における株式等の課税特例、特定公社債の利子所得等の改正を行うものとのことでした。質疑はありませんでした。

次に、議案第81号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例については、

八千種保育所の定員並びに位置の変更で、定員は90名から70名に、地番は八千種298番地1から、八千種276番地2にそれぞれ変更することです。質疑はありませんでした。

次に、議案第82号、福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例については、名称として八千種幼児園、包括する施設として八千種幼稚園、八千種保育所を加えるとのことでした。質疑はありませんでした。

次に、議案第89号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、駐車場整備工事費についての問いに、「サンライズ工業によるグループホームとデイサービスセンター建設に伴い、商工会館西の駐車場が狭くなり、エルデホール周辺の混雑が予想されるので、体育館東側の土地取得、活用を急ぐべきではないか」の問いに、「土地開発公社を通して購入し、多目的グラウンドで発生する残土を利用しながら駐車場整備を急ぎたい」とのこと、また「建設予定の多目的ドームの西側にできる駐車場の一部で、遊具のある小さな公園を設計されているが、車両の出入りなどにより危険ではないのか」との問いに、「遊具の場所は未確定ですが、つくるとすれば段差をつけて車が入れないようにしたい」とのことでしたが、委員より「先ほどの三角地の駐車場に遊具を置くのはどうか」との問いに、「検討はしましたが、親の目が届きにくいという点で、現在の案になっていますが、研究してみたい」とのことでありました。

付託案件の10議案とも、全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

議員皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明とさせていただきます。

議長 総務文教委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会から審査報告でございます。

事務局から朗読をいたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終了いたしました。さらに委員長に補足説明を求めたいと思います。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査について報告をいたします。

常任委員長 審査の経過及び結果は、ただいまの朗読のとおりであります。

以下、審査内容について、補足報告をいたします。

議案第80号、新型インフルエンザ等対策本部条例は、インフルエンザ等の「等」はSARSなどを指しておるということでございます。今後行動計画をつくることとでございます。

議案第83号、コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例など、86号まで下水道関連の条例は、水道水以外の水を使用することになった場合の届出を規定するとともに、来年度からの消費税8%化に対応するものでございます。

議案第87号、88号についても消費税関連でございます。

議案第90、91、92号は給与費に関するものでございます。

議案第93号は農業集落排水の機能強化事業に関する補正予算でありますとともに、94号とともに給与費の関係と会計の公営企業法適用の準備を進めるものでございます。公営企業法適用は義務ではないとのことでございますが、貸

借対照表等も駆使をして、町全体の会計を明確にしようとするという目的だということであります。施設の整備、施設設備の減価償却も明記されることになりますので、今後その内容に注目したいと思います。

議案第 9 5 号は給与費の調整とともに、10 億円を超える浄水施設、配水施設の整備事業が予定されております。国庫補助及び一般会計からの出資債も入っております。今後の会計見通しについても注目をしていきたいというふうに思います。

議案第 9 6 号は給与費の調整であります。

以上、町長提出議案は全員賛成で可決するものと決定いたしました。

請願第 1 号につきましては、紹介議員から説明を受け、質疑を行い、継続審査とすることになりました。

以上でございます。

議 長 以上で、民生まちづくり常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第 3 討論・採決

議 長 日程第 3 は、討論・採決であります。

議案番号順に 1 件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第 7 3 号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 7 3 号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 7 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 7 4 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 7 4 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 74 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 75 号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 75 号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第 75 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 76 号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 76 号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第 76 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 77 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 77 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第 77 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 78 号、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 78 号、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第80号、福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第80号、福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第81号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第81号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８２号、福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８２号、福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第８２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８３号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８３号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第８３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８４号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８４号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第８４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８５号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８５号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであり

ます。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第８５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８６号、福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８６号、福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第８６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８７号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８７号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第８７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８８号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８８号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第８８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８９号、平成２５年度福崎町一般会計補正予算（第２号）について、

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 89 号、平成 25 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 90 号、平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 90 号、平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 91 号、平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 91 号、平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第 91 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 92 号、平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 92 号、平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第９２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第９３号、平成２５年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第９３号、平成２５年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第９３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第９４号、平成２５年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第９４号、平成２５年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第９４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第９５号、平成２５年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第９５号、平成２５年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第９５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第９６号、平成２５年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 96 号、平成 25 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第 96 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 98 号、工事請負契約（農業集落排水事業機能強化工事）の変更について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 98 号、工事請負契約の変更（農業集落排水事業機能強化工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第 98 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、請願第 1 号、T P P 交渉からの撤退を要求する請願については、民生まちづくり常任委員会から委員会において審査中の案件のため、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りいたします。
委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第 4 議員派遣

議長 日程第 4、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、会議規則第 129 条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第５ 閉会中の所管事務調査申出

- 議長 日程第５は、閉会中の所管事務調査の申出であります。
お手元に配付しておりますように、各委員長からそれぞれ所管事務の申出が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申出につきましては、それぞれ申出のとおり、許可することに決定いたしました。
これにて、第４５３回福崎町議会定例会の日程を全て終了することになりました。
よって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
第４５３回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本定例会は、１２月６日に招集され、本日まで１５日間にわたり、条例の制定や補正予算など、多くの議案について熱心にご審議いただき、本日ここに閉会することができました。
議員の皆さんのご協力に対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも議会の活性化と円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。
いよいよ平成２５年も残すところあとわずかとなりました。
この１年を振り返りますと、４月２１日に議員定数２名を削減して町議会議員選挙が行われ、現在の議員構成となりました。また、６月議会では、以前より議論を重ねてまいりました議会の役割や議会活動の原則を定める議会基本条例を制定いたしました。また、９月議会では長年の懸案でありましたＪＲ福崎駅周辺整備事業を促進させるために、福崎駅周辺整備対策特別委員会を設置し、福崎町の玄関口としてふさわしい魅力的な駅周辺になるよう、取り組んでいるところでございます。
このように議会が活性化してまいりましたことは、まことに意義深いことでありまして、この１年を締めくくることが出来ますのも、議員の皆さん方の並々ならぬご尽力のたまものであることと、町民の方々のご支援とご協力によるものと思っております。ここに改めて敬意と感謝の意を表する次第でございます。
来るべき新たな年が福崎町の皆さんにとって元気で希望に満ち、安心して暮らせる町となりますよう、引き続き全力を挙げて、町民の皆さんの負託にしっかりと応えてまいりたいと考えております。
また、理事者の皆さん方にも議会運営に大変なご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
なお、本会議並びに各委員会の審議過程で多くの議員から意見、要望が出ておりますが、十分にその趣旨をご理解いただき、今後の町政運営に反映されますよう、お願いを申し上げます。
最後になりましたが、皆さん方におかれましては、家族おそろいで健やかに平成２６年の輝かしい年をお迎えいただきますよう、心から祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。
閉会に当たりまして、嶋田町長からご挨拶がございます。

町 長 第４５３回の定例議会を終わるに当たりまして、一言挨拶とお礼とを申し上げます。

この議会は来年４月から消費税が８％に引き上げられるという状況の中で、たくさん議案を提出いたしました。３２件という、１２月議会では大変多い議案でありましたけれども、終始熱心に検討をしていただきまして、全ての議案に賛同をいただきましたことは、大変うれしく思っているわけでございます。

この中でいろいろな課題あるいは要望が出されております。これは今進めております第５次福崎町総合計画及び来年度の予算編成に反映をしていくよう、努力をしたいと思っているわけでございます。

なお、駅前周辺の委員会等でお寄せいただきましたキーワードは、町民の信頼を勝ちとってというんでしょうか、十分の信頼関係の中で事業を進めることが、この事業の成否を決める鍵を握っている、このようにおっしゃっていただいたわけでございます。この言葉は非常に貴重なものでございますので、終始一貫私たちは、町民の皆さんとのねじれはできるだけ解消し、信頼を勝ちとった中で周辺事業、その他の事業も進めてまいりたいと考えております。

先ほども申しましたように、来年４月からは消費税が上がります。このことにつきまして、経済も政治もかなり動くだろうと思います。私たちの暮らしにも大きな影響が出てくると思います。とりわけ、一体改革で進められております社会保障、福祉の関係につきましても、大きな影響が出る可能性もあるわけであります。私たちはそうした内外の動きにも敏感に対応しながら、町民の皆さんのいのちとくらし、人権を守って頑張ってまいりたいと考えているわけでございます。

議員の皆様方の引き続きご支援とご協力、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ年の瀬も押し詰まってまいりました。しかも、寒波が大変早くから押し寄せるということでございまして、私たちの健康にも、なかなか管理をするにも力が要するという状況でございます。

議員の皆様方におかれましても、公私にわたって活躍されるとともに、健康にはくれぐれも留意されまして、ご活躍をされ、しっかりとした年末を送り、新しい年を意気揚々と迎えてくださいますことを心から祈念をいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

議 長 それでは、第４５３回の定例会を、これで閉会といたします。

閉会 午前１０時２３分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 6 年 2 月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 城 谷 英 之

福崎町議会議員 小 林 博